2 医療

（１）重度心身障害者医療費助成事業（県障医療）

①対象となる方（次のいずれかに該当する方）

・身体手帳１級・２級・３級の方
・療育手帳「Ａ」の方
・精神手帳１級の方
・上記と同程度の障害があると市長が認めた方

◆所得制限：一定の基準以上の所得がある場合は助成が行われません。

受給者、配偶者又は扶養義務者の前年所得が対象となります。

	所　得　額
受給者	３，６０４，０００円
配偶者、扶養義務者	６，２８７，０００円

※所得制限は扶養親族等の人数や社会保険料の控除額により変わります。

②申請に必要な書類等　（指定様式は窓口にあります。）

・県障受給者証交付申請書（指定様式）
・現況届　（指定様式）
・委任状　（指定様式）
・個人番号（マイナンバー）確認書類（マイナンバーカード・通知カード等）
・身体手帳、療育手帳、精神手帳のいずれか
・医療保険の被保険者証または資格確認書あるいは資格情報のお知らせ
・印鑑

③助成の内容

・医療費及び入院時食事療養費標準負担額を助成します。（入院時食事療養費標準負担額については、標準負担額減額認定証を所持している方に限ります）
・自立支援医療など他の制度による医療費助成が受けられる場合は、自己負担額の低い方が優先されます。
・県障の医療費助成は申請した月の翌月１日からとなります。

１）通常の外来・入院の場合

外　　来	月４回までは１回につき５３０円以内（５回目以降は０円） ※ひとつの医療機関ごとに支払います。
薬局での薬剤	０円 ※先発医薬品の処方を希望された場合は特別料金がかかります。
入　　院	１日　１，２００円
訪 問 看 護	１日　２５０円

2）入院時食事療養費

国民健康保険、後期高齢者医療、社会保険及び共済組合等の保険者から入院時食事療養費減額認定を受けた方は、医療機関に県障受給者証を提示することによって入院時食事療養費の負担額が減免されます。

※減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）の交付を受けるには、市町村民税非課税等の条件があります。詳しくは各医療保険担当窓口にお尋ねください。

3）償還払いによる助成

次にあげる医療のように、一旦自己負担全額を支払ったときは、申請に基づいて払い戻しを行います。

医療の区分	助成内容	必要書類等
県外医療機関に受診した際に、県障受給者証を持参しなかった場合	通常の外来・入院の場合と同じ	・医療機関発行の領収書 （明細等で保険適用分がわかるもの） ・医療保険の被保険者証または資格確認書あるいは資格情報のお知らせ ・受給者名義の普通預貯金通帳 ・印鑑
あんま、はり・きゅう・マッサージ（ただし、医療保険が使用できる機関に限る）	通常の外来・入院の場合と同じ	・受診機関によって受領証明を受けた医療費助成申請書 ・医療保険の被保険者証または資格確認書あるいは資格情報のお知らせ ・受給者名義の普通預貯金通帳 ・印鑑
治療用装具、看護・移送 ※医療保険担当窓口でも手続きが必要	全　額　助　成	・医療機関発行の領収書 ・医師の証明書 ・医療保険の被保険者証または資格確認書あるいは資格情報のお知らせ ・受給者名義の普通預貯金通帳 ・印鑑

④その他

・県障医療受給者は、６５才になると後期高齢者医療制度に加入することができます。（本来は７５才からの加入となります。）その際、受給者証の記載内容が変わるため、切り替えの手続きが必要になります。

・医療保険の内容や種類が変わった場合は、変更の手続きが必要です。

⑤問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所　福祉保健部福祉課　障害福祉係

（２）自立支援医療（更生医療）

身体障害者の日常生活を容易にし、障害の状態を軽減するために必要な医療について、医療費の自己負担額を軽減します。

①　対象となる方

身体手帳をお持ちの１８才以上の方

●対象となる障害区分と主な医療

障　害　区　分	医　療
視覚障害	角膜移植術、水晶体摘出術、網膜剥離術、虹彩切除術
聴覚障害	形成術、穿孔閉鎖術
音声・言語・咀嚼機能障害	形成術、歯科矯正
肢体不自由	形成術、人工関節置換術
心臓機能障害	ペースメーカー埋込術、弁口、心室心房中隔に対する手術
じん臓機能障害	人工透析療法、じん移植術（抗免疫療法を含む）
小腸機能障害	中心静脈栄養法
免疫機能障害	抗ＨＩＶ療法、免疫調節療法、ＨＩＶ感染症に関する治療
肝臓機能障害	肝臓移植（抗免疫療法を含む）

※指定自立支援医療機関で受診します。（指定医療機関は窓口にお尋ねください）

②給付の内容

自己負担が１割に軽減されます。

世帯の所得状況に応じてひと月当たりの上限額が設定されます。

③申請に必要な書類等

・自立支援医療支給認定申請書（指定様式が申請窓口にあります）
・医師の更生医療意見書
・医療保険の被保険者証または資格確認書あるいは資格情報のお知らせ
・身体手帳
・特定疾病療養受療証（人工透析の方のみ）
・所得を確認できる書類、又は同意書（指定様式が申請窓口にあります）
・年金を受給している場合は年金額が確認できる書類
・個人番号（マイナンバー）確認書類（個人番号カード・通知カード等）
（本人分だけでなく、同一健康保険加入者の個人番号確認書類が必要です。）

④問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所　福祉保健部福祉課　障害福祉係

（３）その他の医療制度

①　自立支援医療（育成医療）

身体に障害のある、又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある１８歳未満の児童で、確実な治療効果が期待できるものに対して、医療費の自己負担額を軽減します。

１）対象者

保護者（申請者）が市内に居住する１８歳未満の児童で、身体に障害のある方、又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある方で、指定育成医療機関における手術等の治療によって、その障害の除去・軽減が見込まれる方

２）対象となる障害区分

1　視覚障害
2　聴覚平衡機能障害
3　音声・言語・そしゃく機能障害
4　肢体不自由
5　心臓、腎臓、小腸、肝臓、免疫の機能障害
6　その他の先天性内臓障害

３）問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所　福祉保健部福祉課　障害福祉係

②自立支援医療（精神通院）

精神疾患で通院医療を受ける方の医療費の負担を軽くします。

１）対象者

精神疾患の通院治療を受けている方
（対象となる疾患については、主治医にご相談ください）

２）助成内容

・外来治療、処方薬、訪問看護にかかる医療費の自己負担を１割に軽減します。
・さらに所得区分に応じて、１カ月の自己負担上限額を認定します。

３）問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所　福祉保健部福祉課　障害福祉係

③精神障害者医療費助成（入院助成）

精神疾患で入院医療を受ける方の医療費を助成します。

１）対象者

精神疾患の入院治療費を支払っている方。ただし、入院されている方が次のいずれかに当てはまる場合は、助成を受けることができません。

・70 歳以上の方
・他の医療費助成を受けている方
・措置入院中の方
・生活保護を受けている方

２）助成内容

・支払った医療費の一部負担金（付加給付後の金額）の３分の１を助成します。
・ひと月の助成限度額は 8,000 円です。

３）問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所　福祉保健部福祉課　障害福祉係

④小児慢性特定疾病医療費の助成

１８才未満の児童で小児慢性特定疾患に罹患した場合、その治療に必要な医療費の自己負担分の一部を助成する制度があります。

●問い合わせ・申請窓口…柏崎地域振興局健康福祉部（柏崎保健所）
柏崎市鏡町１１－９　電話：２２－４１１２

⑤特定医療費（特定疾患）の支給

原因が不明で治療方法が確立していない指定難病に罹患し一定の基準を満たしていると認定された場合、その治療に必要な医療費の自己負担分の一部を支給する制度があります。

●問い合わせ・申請窓口…柏崎地域振興局健康福祉部（柏崎保健所）
柏崎市鏡町１１－９　電話：２２－４１６１

⑥特定疾病

人工透析を受けている方、血友病の方などは、保険者（国民健康保険・社会保険・共済組合等）から「特定疾病療養受領証」の交付を受けられ、医療費の一部負担金が１ヶ月あたり１０，０００円以内になります。（県障や自立支援医療（更生医療）との併給も可）

●詳しくは各医療保険担当窓口にお尋ねください。